

## ○飯綱町小規模事業者登録要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、飯綱町（以下「町」という。）が発注する小規模工事（修繕工事等を含む。以下同じ。）及び物品の買入れ並びに委託等業務について、町内の小規模事業者を対象に受注機会を拡大することにより、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(対象となる契約)

**第2条** 対象となる契約は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第1号及び飯綱町財務規則（平成24年飯綱町規則第11号）第119条に規定する随意契約によることができる範囲内の契約とする。

(登録できる者)

**第3条** 契約希望者として登録することができる者は、法人の場合にあっては町内に主たる事業所を置く者（以下「町内法人」という。）又は代表者が町内に住所を有する者、個人の場合にあっては町内に住所を有する者（以下「個人事業者」という。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除くものとする。

- (1) 令第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 希望業種について飯綱町入札参加資格者名簿に登録されている者
- (3) 希望業種を履行するために必要な資格又は許可等を有しない者
- (4) 町税等を完納していない者
- (5) その他町長が不相当と認めた者

(登録の方法)

**第4条** 登録を希望する者は、小規模事業者登録申請書兼調査同意書（様式第1号）に次の書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 登記簿謄本又は現在（履歴）事項全部証明書（法人の場合のみ）
- (2) 身分（身元）証明書（個人の場合のみ）
- (3) 資格、免許等が必要な業種を希望する者には、その資格者証又は免許証等の写し

2 前項第1号及び第2号に規定する書類は、町内法人及び町内に本籍を有する個人事業者にあっては、添付を免除することができる。

(登録及び取扱い)

**第5条** 町長は、前条の規定に基づく登録の申請があったときは、当該申請内容を審査し、適当と

認めるときは、小規模事業者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登録する。

- 2 町長は登録名簿を全庁に公開するとともに、小規模工事等の契約に係る業者の選定に際しては、登録名簿に登録された者に対し、見積り参加の機会を与えるよう努めるものとする。

（登録名簿の有効期間）

**第6条** 登録名簿の有効期間は、西暦偶数年の4月1日から翌々年3月31日までの2年間とする。

- 2 前項の登録名簿の有効期間中において、新規に登録名簿に登録されたときの有効期間は、前項の有効期間とする。

（登録の継続）

**第7条** 登録の継続を希望する者は、有効期間満了日までに小規模事業者登録継続申請書兼調査同意書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

（登録事項の変更の届出）

**第8条** 登録名簿の登録者は、申請内容に変更が生じた場合、小規模事業者登録変更届出書（様式第3号）に変更後の関係書類を添えて遅滞なくその旨を届け出るものとする。

（登録名簿からの抹消）

**第9条** 登録名簿に掲載されている者が、第3条の登録要件に該当しなくなった場合のほか、契約に関して不正又は不誠実な行為があった場合には、当該名簿から抹消するものとする。

（その他）

**第10条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。